

平成15年度家庭用品に係る健康被害病院モニター報告

平成16年12月22日

目次

はじめに	1
報告結果（総括）	3
1．家庭用品が原因と考えられる皮膚障害に関する報告	4
2．家庭用品等に係る小児の誤飲事故に関する報告	11
3．家庭用品等が原因と考えられる吸入事故等に関する報告	21
おわりに	30

< 図表 >

表 1	年度別・家庭用品カテゴリー別皮膚障害報告件数	31
表 2	年度別・家庭用品による皮膚障害のべ報告件数(上位 10 品目)	32
表 3	金属製品のパッチテスト結果	33
表 4	年度別・家庭用品等の小児の誤飲事故のべ報告件数(上位 10 品目)	34
表 5	年度別・家庭用品等の吸入事故のべ報告件数(上位 10 品目)	35
図 1	家庭用品による皮膚障害報告件数比率の年度別推移	36
図 2	小児の家庭用品等誤飲事故報告件数比率の年度別推移	36
図 3	時刻別誤飲事故発生報告件数	37
図 4	年齢別誤飲事故報告件数	37

平成15年度家庭用品に係る健康被害病院モニター報告

平成16年12月22日
厚生労働省医薬食品局審査管理課
化学物質安全対策室

はじめに

技術の進歩や生活慣習の変化に伴い、毎年新たな家庭用品が登場するだけでなく、同じ家庭用品でも使用される場所がより身近になったり、使用頻度が高くなったりするものが増えてきている。これらの製品の安全性については事前に十分考慮されるべきものではあるが、誤使用による事故や、当初は想定し得なかった危険性に起因する健康被害が生じてくる可能性は常に存在する。健康被害防止の観点から、現状の変化をモニターし迅速な対応を行うためのシステムを構築することは意義深いことであろう。そのための制度の一つとして、家庭用品に係る健康被害病院モニター報告制度が昭和54年5月から実施されており、今年度で25年目を迎えた。本制度により、日常生活において使用している衣料品、装飾品や時計等の身の回り品、家庭用化学製品等の家庭用品による皮膚障害ならびに小児による家庭用品等の誤飲事故の健康被害について、医師の診療を通じて最新の情報が収集されている。報告された健康被害の実態は専門家により検討され、その結果が本報告書として取りまとめられている。本報告書は関係事業者、行政機関に配布するとともに広く一般へも公開し、健康被害の情報収集と、消費者・事業者への注意や対策の喚起を行ってきているところである。なお、平成15年度までの25年間に23,776件の健康被害事例が報告され、その結果は、家庭用品の安全対策に反映されてきている。

本制度の実施にあたっては、モニター病院として皮膚科領域8病院（関西医科大学附属病院、慶應義塾大学病院、信州大学医学部附属病院、東京医科大学病院、東京慈恵会医科大学附属病院、東邦大学医学部附属大森病院、名古屋大学医学部附属病院及び日本赤十字社医療センター）、小児科領域8病院（伊丹市立伊丹病院、川崎市立川崎病院、特別医療法人財団薫仙会恵寿総合病院、埼玉社会保険病院、東京医科大学病院、東京都立墨東病院、東邦大学医学部附属大森病院及び名古屋第一赤十字病院）の協力を得ており、他に吸入事故等については、(財)日本中毒情報センターで収集した情報を提供していただいている。

今般、平成15年度の報告を家庭用品専門家会議（危害情報部門）（座長：新村 真人 東京慈恵会医科大学皮膚科名誉教授）において検討し、その結果を以下のとおり取りまとめた。

協力施設一覧

【皮膚科】

施 設	担 当 者
慶應義塾大学病院	西川武二、石橋正史
関西医科大学附属病院	堀尾武
信州大学医学部附属病院	斎田俊明、久保仁美
東京慈恵会医科大学附属病院	上出良一、松本孝次
東京都済生会中央病院	海老原全、長坂武
東邦大学医学部附属大森病院	伊藤正俊、関東裕美
名古屋大学大幸医療センター	早川律子
日本赤十字社医療センター	今門純久

【小児科】

施 設	担 当 者
伊丹市立伊丹病院	三木和典
川崎市立川崎病院	長 秀男、三田村敬子、山下行雄、 中尾 歩、御宿百合子、山本敬一、 林田慎哉、大森さゆ、松本慎二、後 藤美和、鳴海覚志
特別医療法人財団薫仙会 恵寿総合病院	山崎省行、松田万里子、藤木拓磨
埼玉社会保険病院	鈴木敏雄
東京医科大学病院	高見剛、星加明德
東京都立墨東病院	関 一 郎
東邦大学医学部附属大森病院	諸岡啓一、長谷川慶
名古屋第一赤十字病院	羽田野為夫

【吸入事故等】

施 設	担 当 者
(財)日本中毒情報センター	吉岡 敏治、波多野 弥生

報告結果(総括)

報告件数の変動について

平成15年度の報告件数は1,795件であった。

そのうち家庭用品が原因と考えられる皮膚障害に関する報告は194件であり、報告件数は前年度(172件)より増加した。なお、前年度は7施設における報告であったが、今年度は8施設における報告であり、1施設あたりの平均的な報告数については、大きな変動はなかった。皮膚科領域においては、複数の家庭用品が原因としてあげられている報告については、家庭用品の種類別の集計では各々別個に計上しているため、のべ報告件数は221件となった。ここ5年間ののべ報告件数の推移を見ると、最低が平成14年度の185件、最高が平成12年度の254件であり、今年の報告件数は、ここ5年間の報告数と比較して変動の範囲内であった。

小児の家庭用品等の誤飲事故に関する報告は859件であり、報告件数は前年度(672件)より2割強増加したが、ここ5年間の報告数と比較すれば今年の報告件数は変動の範囲内であった。

また、(財)日本中毒情報センターに寄せられた家庭用品等に係る吸入等による健康被害の報告件数は742件であり、報告件数は前年度(681件)に比べて約1割増加した。件数については、幅広く被害情報を収集するという観点から平成10年度に眼への被害を集計に加えるなどその調査対象を広げており、平成10年度以降の報告件数はそれ以前と比較して多くなっている。

なお、これらの健康被害は、患者主訴、症状、その経過及び発現部位等により家庭用品等によるものであると推定されたものであるが、因果関係が明白でないものも含まれている。

1. 家庭用品が原因と考えられる皮膚障害に関する報告

(1) 原因家庭用品カテゴリー、種別の動向

原因と推定された家庭用品をカテゴリー別に見ると、装飾品等の「身の回り品」が90件で最も多く、次いで洗剤等の「家庭用化学製品」が61件であった(表1)。

家庭用品の種類別では「装飾品」が48件(21.7%)で最も多く報告された。次いで「洗剤」が38件(17.2%)、「ゴム・ビニール手袋」が18件(8.1%)、「時計バンド」が10件(4.5%)、「眼鏡」が9件(4.1%)、「洗淨剤」が8件(3.6%)、「時計」及び「ナイロンタオル」が各7件(3.2%)、「ベルト」が5件(2.0%)、「下着」及び「ズボン」は各4件(1.8%)の順であった(表2)。

報告件数上位10品目について平成14年度と比較すると、上位2品目について「装飾品」と「洗剤」の順位に変動があった。報告件数については、「装飾品」の報告件数は30件増加し、全体に対する割合は12ポイント増加した。「洗剤」の報告件数は15件増加し、全体に対する割合も約5ポイント増加した。「ゴム・ビニール手袋」については、報告件数は18件で昨年と同じであったが、全体に対する割合は約2ポイント減少した(表2)。その他の上位品目については、報告数、割合に変動があったものの概ね過去の上位10品目と同様の品目で占められていた。

注 「洗 剤」: 野菜、食器等を洗う台所用及び洗濯用洗剤

「洗淨剤」: トイレ、風呂等の住居用洗淨剤

上位10品目の全報告件数に占める割合を長期的な傾向から見ると、変動はあるものの「洗剤」と「装飾品」の割合が常に上位を占めており(図1)、平成15年度も同様であった。

(2) 各報告項目の動向

患者の性別では女性が146件(75.3%)と大半を占めた。そのうち20代が43件と全体の22.2%を占め、依然として最も高い割合となっている。この43件中23件はアレルギー性の接触皮膚炎で、このうち18件が金属アレルギーによるものであった。

障害の種類としては、「アレルギー性接触皮膚炎」が75件(33.9%)と最も多く、次いで「刺激性皮膚炎」58件(26.2%)、「K T P P*型の手の湿疹」が27件(12.2%)、「湿潤型の手の湿疹」が20件(9.0%)であった。

* : K T P P (keratoderma tylodes palmaris progressiva : 進行性指掌角皮症)

手の湿疹の1種で、水仕事、洗剤等の外的刺激により起こる。まず、利き手から始まることが多く、皮膚は乾燥し、落屑、小亀裂を生じ、手掌に及ぶ。程度が進むにつれて角質の肥厚を伴う。

症状の転帰については、「全治」と「軽快」を合計すると141件(72.7%)であった。なお、本年も「不明」が46件(23.7%)あった。このような転帰不明の報告例は、症状が軽快した場合に受診者が自身の判断で途中から通院を打ち切っているものと考えられる。

(3) 原因製品別考察

1) 装飾品

平成15年度における装飾品に関する報告件数は48件(21.7%)であった。前年度18件(9.7%)と比較すると報告件数は増加し、全報告件数に対する割合も増加した(表2)。

原因製品別の内訳は、ネックレスが19件、ピアスが17件、指輪が4件、ペンダントが1件、複数の製品によるものが4件、不明が3件であった。

障害の種類では、アレルギー性接触皮膚炎が29件(60.4%)と最も多かった。

金属の装飾品について、25件のパッチテスト施行例が報告され、前年度同様、ニッケルにアレルギー反応を示した例が15件と最も多かった(表3)。それに次いでクロムが10件でパッチテストによりアレルギー反応が観察された。このパッチテストは同時に複数の金属について行われたが、ほとんどの場合、被験者は複数の金属に対して強弱の差はあるが、陽性反応を示していた。

このような金属による健康障害は、金属が装飾品より溶けだして症状が発現すると考えられる。そのため、直接皮膚に接触しないように装着することにより、被害を回避できると考えられる。しかしながら、夏場や運動時等、汗を大量にかく可能性のある時には装飾品類をはずす等の気を配ることが被害を回避する観点からは望ましい。また、ピアスは耳たぶ等に穴をあけて装着するため、表皮より深部と接触する可能性が高いため、初めて装着したり、種類を変えたりした後には、アレルギー症状の発現などに対して特に注意を払う必要がある。

症状が発現した場合には、原因製品の装着を避け、装飾品を使用する場合には別の素材のものに変更することが症状の悪化を防ぐうえで望ましい。さらに、早急に専門医の診療を受けることを推奨したい。ある装飾品により金属に対するアレルギー反応が認められた場合には、金属製の別の装飾品、めがね、時計バンド、ベルト、ボタン等の使用時にもアレルギー症状が起こる可能性があるため、同様に注意を払う必要がある。例えば、最も症例の多いニッケルアレルギーの場合、金色に着色された金属製品はニッケルメッキが施されている場合が多いので注意が必要である。

事例1【原因製品：ピアス】

患者	30歳 女性
症状	10年来ピアスをしていた。6カ月前からピアスをしているところに浸出液を伴う紅斑出現。
障害の種類	アレルギー性接触皮膚炎
パッチテスト	ニッケル(+)、パラジウム(+)
治療・処置	ステロイド薬外用

事例2【原因製品：指輪、ネックレス】

患者	23歳 女性
症状	2年ぐらい前より、指輪やネックレスで痒み、紅斑。
障害の種類	アレルギー性接触皮膚炎
パッチテスト	コバルト(++)、ニッケル(+)、クロム(+)、パラジウム(+)
治療・処置	ステロイド薬外用

2) 洗剤

平成15年度における洗剤に関する報告件数は38件(17.2%)であった。全体に対する割合は2位に下がったものの、報告件数は前年度23件(12.4%)より増加し、全報告件数に対する割合も約6ポイント増加した。(表2)

内訳を見ると、台所用洗剤が原因となった例が20件(52.6%)と過半数を占めた。なお、洗濯用が2件、用途が特定できないものは16件であった。

洗剤が原因となった健康障害の種類は、KTPP型の手の湿疹が16件(42.1%)、刺激性の皮膚炎が14件(36.8%)、湿潤型の手の湿疹が10件(26.3%)、アレルギー性接触皮膚炎が4件(10.5%)であった。

皮膚を高頻度で水や洗剤にさらすことにより、皮膚の保護機能が低下し、KTPP型の手の湿疹や刺激性皮膚炎が起こりやすくなっていたり、また高濃度で使用した場合に障害が起こったりというように、症状の発現には、化学物質である洗剤成分と様々な要因(皮膚の状態、洗剤の使用法・濃度・頻度、使用時の気温・水温等)が複合的に関与しているものと考えられる。基本的な障害防止策としては、使用上の注意・表示をよく読み、希釈倍率に注意する等、正しい使用方法を守ることが第一である。また、必要に応じて、保護手袋を着用することや、使用后、クリームを塗ることなどの工夫も有効な対処法と思われる。それでもなお、症状が発現した場合には、原因と思われる製品の使用を中止し、早期に専門医を受診することを推奨したい。

事例1【原因製品：台所用洗剤】

患者	67歳 男性
症状	素手で洗剤を使用して水仕事をしていたら右手に紅斑が出現してきた。
障害の種類	手の湿疹(湿潤型)
パッチテスト	未実施
治療・処置	ステロイド薬外用

3) ゴム・ビニール手袋

平成15年度における報告件数は18件(8.1%)であった。全報告件数に対する割合は、前年度(9.7%)に比べ約2ポイント減少した。素材別の内訳は、ゴム手袋が16件、ビニール手袋が1件、不明のものが1件であった。

障害の種類としては、刺激性皮膚炎、KTPP型手の湿疹及び湿潤型手の湿疹がそれぞれ7件(38.9%)、アレルギー性の接触皮膚炎が6件(33.3%)報告された。

本年度については、ラテックス蛋白質を原因とする接触じん麻疹等の重篤な障害事例は報告されなかったが、前年度までの事例で紹介しているように、材質に対する反応は個人差があり、特にラテックスアレルギーは、時にアナフィラキシー反応を引き起こし、じん麻疹や発疹、ショック状態等、重篤な障害をまねく恐れがあるので、製造者において、製品中のラテックス蛋白質の含有量を低減する努力が引き続き行われることが重要であるとともに、ラテックスに対するアレルギー反応の有無等、自己の体質にも注意が必要である。基本的には、既往歴があり、ゴム・ビニール手袋による皮膚障害が心配される場合には、以前問題が生じたものとは別の素材のものを使うようにする等の対策をとる必要がある。はじめ軽度な障害

であっても、当該製品の使用を継続することにより症状が悪化してしまうことがあり得る。また、原因を取り除かなければ治療効果も失われてしまうので、何らかの障害が認められた場合には、原因と思われる製品の使用を中止し、専門医を受診することを推奨したい。

事例1【原因製品：ゴム手袋】

患者	30歳 女性
症状	5年前より手の湿疹あり。
障害の種類	手の湿疹（乾燥型、いわゆるKTPP型）
パッチテスト	製品を用いたスクラッチテスト陽性
治療・処置	ステロイド薬外用

4) 時計バンド

平成15年度における時計バンドに関する報告件数は10件（4.5%）であった。前年度は8件（4.8%）であり、報告件数は増加した（表2）

内訳をみると、金属によるものが1件、不明が9件であった。

障害の種類としては、アレルギー性接触性皮膚炎が7件（70.0%）、刺激性皮膚炎、色素沈着がそれぞれ1件（10.0%）であった。

これらの症状は皮膚と時計バンドの成分とが接触することにより発現するので、症状が発現した場合には、すみやかに別の素材のものに変更することにより被害を防ぐことができる。金属バンドでアレルギー症状が発現した場合には、イヤリング、ピアス、ネックレス等の他の金属製品の使用に際しても注意が必要である。また、革製の時計バンドで症状が発現した場合は、クロムによる金属アレルギーの恐れがあるので、金属バンドと同様、クロムを含有する他の金属製品の使用時にも注意を払いたい。

事例1【原因製品：時計バンド】

患者	24歳 女性
症状	3カ月前より腕時計着用部位に瘙癢を伴う紅斑、皮疹を認める。
障害の種類	アレルギー性接触皮膚炎
パッチテスト	未実施
治療・処置	ステロイド薬外用

5) めがね

平成15年度におけるめがねに関する報告件数は9件（4.1%）であった。前年度5件（2.7%）と比べると報告件数、全報告件数に対する割合とも増加していた（表2）。

障害の種類は、アレルギー性接触皮膚炎が5件（55.6%）、刺激性皮膚炎が4件（44.4%）であった。

また被害を発症した原因を見ると、フレーム部分によるものが3件、つるの先端部分（先セル）によるものが4件、金属アレルギーの既往があり眼鏡全体によるものが1件（金属アレルギーの既往あり）であった。

事例1【原因製品：めがね】

患者	54歳 男性
----	--------

症状	9カ月前よりめがねを替えてから、先セル（ツル）の当たる部分（両耳介）に紅斑出現
障害の種類	アレルギー性接触性皮膚炎
治療・処置	ステロイド薬外用

6) その他

その他、被害報告件数が多かったものは洗剤が8件（3.6%）、時計及びナイロンタオルが各7件（3.2%）、ベルトが5件（2.3%）、下着及びズボンが各4件（2.3%）であった。

事例1【原因製品：洗濯仕上げ剤（柔軟剤、糊等）】

患者	18歳 男性
症状	1～2カ月前より頸部に痒痒を伴う皮疹出現。襟のカラー部分に一致して紅斑を認める。
障害の種類	刺激性皮膚炎
治療・処置	ステロイド薬外用

事例2【原因製品：ナイロンタオル】

患者	57歳 男性
症状	10年前よりナイロンタオルを使用しており、背中から肩にかけて色素沈着を認めた。
障害の種類	色素沈着
治療・処置	使用中止を薦めた。

事例3【原因製品：電子レンジで暖める湯たんぽ】

患者	63歳 女性
症状	電子レンジで暖めるタイプの湯たんぽを使用していた。1週間くらい使用していたら、急に接触部位に発赤出現。
障害の種類	刺激性皮膚炎、熱傷
治療・処置	ステロイド薬外用

事例4【原因製品：下着】

患者	33歳 女性
症状	6年前より、胸部の色素沈着、接触皮膚炎が出現。下着をつけないでいると症状は軽快。その後も皮疹の軽快、再燃を繰り返す。
障害の種類	色素沈着（色素沈着型接触皮膚炎）
パッチテスト	ニッケル（+）、PPDA（+）
治療・処置	ステロイド薬外用

<担当医のコメント>

染料などについても、パッチテストを行ったが陽性反応は認められなかった。

事例5【原因製品：革サンダル】

患者	20歳 男性
症状	革サンダルをはいて、1週間後雨で濡れた時からサンダルの当たった部位に発赤が出た。次第に増悪して水疱を形成し来院。
障害の種類	光アレルギー性皮膚炎
パッチテスト	サンダル(+++)、p-tBTFR(+++)、ウルシオール(+++)、デスパーズブルー(++)、アンチモン(++)
治療・処置	ステロイド薬内服及び外用

< 担当医のコメント >

製品分析及び確認 パッチテストにより原因がカシューナッツオイルであることが強く疑われた。

事例6【原因製品：ウェットワイパー】

患者	56歳 女性
症状	酒皰により通院中の患者。ウェットワイパーで手のかぶれ、荒れがひどくなる。
障害の種類	刺激性皮膚炎
治療・処置	ステロイド薬外用

事例7【原因製品：ゴーグル】

患者	77歳 男性
症状	プールでゴーグルをつけてから、目の回りに皮疹出現。
障害の種類	刺激性皮膚炎
治療・処置	ステロイド薬外用

< 担当医のコメント >

眼周囲に接触するゴムによる刺激あるいはアレルギーで生じた可能性がある。

事例8【原因製品：台所用漂白剤】

患者	69歳 女性
症状	初診の2週間前に台所用漂白剤を使用中両手指に皮疹が出現。
障害の種類	刺激性皮膚炎
治療・処置	ステロイド薬外用

< 担当医のコメント >

漂白剤の濃度は不明である。漂白剤は皮膚刺激が強いと思われ、適切な扱いが必要である。

事例9【原因製品：漆塗りテーブル】

患者	54歳 男性
症状	5日ほど前より左前腕に、昨日より右前腕にかゆい皮疹を生じた。10日ほど前より、新しいテーブル（漆塗り）を使用している。
障害の種類	アレルギー性接触皮膚炎
治療・処置	ステロイド薬外用

<担当医のコメント>

テーブルに手をつくところに皮疹を生じており、原因として漆（ウルシオール）を疑った。交叉感作による銀杏やマンゴーでの接触皮膚炎にも、注意を促しておく必要があると思われる。

（４）全体について

平成15年度の家庭用品を主な原因とする皮膚障害の種類別報告全194件のうち、75件はアレルギー性接触皮膚炎であった。この中でも、装飾品、めがね、ベルトの留め金、時計や時計バンドなどで見られた金属アレルギーが約6割を占めた。

家庭用品を主な原因とする皮膚障害は、原因家庭用品との接触によって発生する場合はほとんどである。家庭用品を使用することによって接触部位に痒み、湿疹等の症状が発現した場合には、原因と考えられる家庭用品の使用は極力避けることが望ましい。故意、もしくは気付かずに原因製品の使用を継続すると、症状の悪化をまねき、後の治療が長引く可能性がある。

症状が治まった後、再度使用して同様の症状が発現するような場合には、同一の素材のものの使用は以後避けることが賢明であり、症状が改善しない場合には、専門医の診療を受けることが必要である。本年は報告されなかったが、ゴム手袋のラテックスタンパク質に対するアナフィラキシーショックのように重篤なものもあるので、注意が必要である。

また、日頃から使用前には必ず注意書きをよく読み、正しい使用方法を守ることや、化学物質に対して感受性が高くなっているアレルギー患者等では、自分がどのような化学物質に反応する可能性があるのかを認識し、使用する製品の素材について注意を払うことも大切である。

2. 家庭用品等に係る小児の誤飲事故に関する報告

(1) 原因家庭用品等種別の動向

小児の誤飲事故の原因製品としては、「タバコ」が350件(40.7%)で最も多かった。次いで「医薬品・医薬部外品」が99件(11.5%)、「玩具」が91件(10.6%)、「金属製品」が57件(6.6%)、「プラスチック製品」が41件(4.8%)、「洗剤・洗浄剤」が39件(4.5%)、「化粧品」が26件(3.0%)、「硬貨」が25件(2.9%)、「電池」が21件(2.4%)、「食品類」が17件(2.0%)であった。

報告件数上位10品目までの原因製品については、順位に若干の変動はあるものの、例年と概ね同じ品目により占められていた。また、上位2品目については、小児科のモニター報告が始まって以来変化がなく、本年も同様であった。

(2) 各報告項目の動向

障害の種類については、悪心、嘔吐、腹痛、下痢等の「消化器症状」が認められたものが69件(8.0%)と最も多かった。次いで咳、喘鳴等の「呼吸器症状」が認められたものが33件(3.8%)となっていた。全体として症状の発現が見られたものは121件(14.1%)であったが、これらには複数の症状を認めた例も含んでいた。本年度は幸い命が失われるといった重篤な事例はなかったが、「入院」、「転科」及び「転院」となったものが21件あった。それ以外はほとんどが「帰宅」となっていた。

誤飲事故発生時刻については、例年同様夕刻以降に発生件数が増加するという傾向が見られ、午後4時～10時の時間帯の合計は445件(55.6%：発生時刻不明を除く報告件数に対する%)であった。

誤飲事故発生曜日については、曜日間による差は特に見られなかった。

(3) 原因製品別考察

1) タバコ

平成15年度におけるタバコの誤飲に関する報告件数は350件(40.7%)であり、依然全報告例の約4割を占めていた。その内訳を誤飲した種別で見ると、タバコ*194件、タバコの吸い殻**145件、タバコの溶液***11件、となっていた。

タバコを誤飲した年齢について見ると、例年と同様、ハイハイやつかまり立ちをはじめ6～11か月の乳児に報告例が集中しており、211件(61.4%)にのぼった。これに12～17か月の幼児(98件)と合わせると88.3%を占めた。乳幼児は1歳前後には独力で室内を移動できるようになり、1歳6か月以降には動きも早くなって、両手で容器を持ち飲水できるようにもなる。タバコの誤飲事故の大半は、この1歳前後の乳幼児に集中してみられ、この時期を過ぎればタバコの誤飲例は急激に減少する。期間にしてわずか1年に過ぎないこの期間に注意を払うことにより、タバコの誤飲事故は大幅に減らすことができるはずである。子供の保護者は、この年齢の時期に、タバコ、灰皿を子供の手の届く床の上やテーブルの上等に放置しないこと、飲料の空き缶等を灰皿代わりに使用しないこと等、その取扱いや置き場所に細心の注意を払うことが必要である。特に、タバコの水溶液の場合はニコチンが吸収され易い状態にあるので、タバコ水溶液の誤飲の原因となりかねないジュースの空き缶を灰皿代わりにするなどの行為は避けるべきである。

タバコの誤飲による健康被害を症状別に見ると、症状を訴えた41件中、消化器症状の訴

えがあった例が35件と最も多かった。今年度の報告では入院等の報告はなく、幸いなことに大事には至らず全例において受診後帰宅している。

来院前に応急処置を行った事例は152件あった。行った処置としては何も飲ませずに「吐かせた」及び「吐かせようとした」事例が、あわせて72件と最も多かった。応急処置として、何らかの飲料を飲ませた例は22件あった。タバコの誤飲により問題となるのは、タバコに含まれるニコチン等を吸収してしまうことである。タバコを吐かせるのはニコチン等の吸収量を減らすことができるので有効な処置であるが、この際飲料を飲ませると逆にニコチンが吸収され易くなってしまいう可能性がある。吐かせようとして飲料を飲ませても吐かなかった例も見られており、タバコを誤飲した場合には飲料は飲ませず直ちに受診することが望ましい。

- * :「タバコ」 : 未服用のタバコ
- ** :「タバコの吸い殻」 : 服用したタバコ
- *** :「タバコの溶液」 : タバコの吸い殻が入った空き缶、空瓶等にたまっている液

事例1【原因製品：タバコ*】

患者 1歳4か月 男児
症状 嘔吐
誤飲時の状況 タバコ1本がバラバラになっていた。様子を見ていたが1時間30分後嘔吐。2時間後、近医にて嘔吐2回。紹介受診。
来院前の処置 なし
受診までの時間 2時間～3時間未満
処置及び経過 胃洗浄のち帰宅

<担当医のコメント>

基本的には誤飲後、30分以内に受診することが望ましい。

事例2【原因製品：タバコの吸い殻**】

患者 8か月 女児
症状 悪心・嘔吐
誤飲時の状況 3時間目を離していた間にタバコを食べた。どれだけ食べたか不明。タバコの葉を含んだ嘔吐2回。
来院前の処置 手を口の中に入れ吐かせた。
受診までの時間 2時間～3時間未満
処置及び経過 胃洗浄のち帰宅

事例3【原因製品：タバコの溶液***】

患者 1歳7か月 女児
症状 チアノーゼ、悪心・嘔吐
誤飲時の状況 居間でタバコの吸い殻の入った入れ物を口にくわえて液を飲んだ。

来院前の処置　なし
受診までの時間　30分～1時間未満
処置及び経過　胃洗浄、点滴のち帰宅

<担当医のコメント>

ニコチンは溶液中には大量に溶出するので危険です。飲料の缶を灰皿の代わりにすることは、絶対に止めるべきです。万が一、タバコを浸した溶液を飲んでしまった場合は、なるべく早く(30分以内に)受診してください。

2) 医薬品・医薬部外品

平成15年度における医薬品・医薬部外品に関する誤飲の報告件数は99件(11.5%)であった。前年度は101件(15.0%)であり、件数及び全体に対する割合はほぼ同じであった。症状の認められた19件中、傾眠などの神経症状が認められた例が8件と最も多く、次いで悪心、嘔吐、腹痛、下痢等の消化器症状が認められた例が7件あった。入院を必要とした事例も12件あった。入院例の多くの場合は保護者が注意をそらせている間に薬品を大量服用してしまっている例であった。

誤飲事故を起こした年齢について見ると、タバコが6～17か月児に多く見られているのに対し(313件、89%)、医薬品・医薬部外品は年齢層はより広いものの、特に1～2歳児にかけて多く見られていた(74件、74.7%)。このころには、自らフタや包装を開けて薬を取り出せるようになり、また家人が口にしたものをまねて飲んだりもするため、誤飲が多くなっているものと思われる。また、誤飲の発生した時刻は、昼や夕刻の食事前後と思われる時間帯に高い傾向があった。本人や家人が使用した薬が放置されていたものを飲んだり、家人が口にしたのをまねて飲むこと等が考えられ、使用後の薬の保管には注意が必要である。

原因となった医薬品・医薬部外品の内訳を見ると、中枢神経系の薬が19件で最も多いなど、一般の家庭に常備されている医薬品・医薬部外品だけではなく、保護者用の処方薬による事故も多く発生していた。

医薬品・医薬部外品の誤飲事故は、薬がテーブルや棚の上に放置されていた等、医薬品の保管を適切に行っていなかった時や、保護者が目を離した隙等に発生している。また、シロップ等、子供が飲みやすいように味付けしてあるもの等は、子供がおいしいものとして認識し、冷蔵庫に入れておいても目につけば自ら取り出して飲んでしまうこともある。小児の医薬品の誤飲は、大量に誤飲したり、効力の強い薬を誤飲した場合には、時に重篤な障害をもたらす恐れがある。家庭内での医薬品類の保管・管理には十分な注意が必要である。

事例1【原因製品：錠剤】

患者　1歳7か月　女児
症状　ふらつき
誤飲時の状況　父親の薬(精神安定剤)をかじった。その後、ふらつきあり。なんとなくボーッとしており来院。
来院前の処置　なし
受診までの時間　30分～1時間未満
処置及び経過　胃洗浄、点滴のち帰宅

< 担当医のコメント >

内服直前に水を取りに行った際に誤飲することも多く、服用したら必ず片付けるようにこころがけてください。万が一、誤飲した場合は飲んだ薬や薬の説明書をもって必ず病院を受診してください。

事例2【原因製品：錠剤】

患者 1歳9か月 女児
症状 意識障害
誤飲時の状況 ボーッとしてフラフラしていることに気づく。周囲をみると睡眠導入剤の錠剤が散乱しており誤飲が心配となった。
来院前の処置 お茶を飲ませた。
受診までの時間 30分未満
処置及び経過 胃洗浄、点滴、入院

3) 電池

平成15年度の電池の誤飲に関する報告件数は21件(2.4%)であった。前年度14件(2.1%)と比較して件数、割合ともわずかであるが増加しており、単独製品による事故数としては依然軽視できない数である。

誤飲事故を起こした年齢について見ると、本年は特に6～17か月児(前年度は2歳児)に多く見受けられたが、依然幅広い時期に発生している。

誤飲した電池の大半は、ボタン電池であった(16件)が、単4サイズの小さい乾電池を誤飲した事例の報告もあった。電卓やリモコン等ボタン電池を使用した製品が多数出回っているが、電池の誤飲事故は幼児がこれらの製品で遊んでいるうちに電池の出し入れ口のフタが何らかの理由で開き、中の電池が取り出されてしまったために起こっている場合が報告されている。製造業者は、これらの製品について幼児が容易に電池を取り外すことができないような設計を施すなどの配慮が必要であろう。また保護者は、電池の出し入れ口のフタが壊れていないか確認するとともに、電池を子供の手の届くところに置かないことが必要である。特に放電しきっていないボタン電池は、体内で消化管等に張り付き、せん孔の可能性があるため、子供の目につかない場所や手の届かない場所に保管するなどの配慮が必要である。

事例1【原因製品：ボタン電池】

患者 6歳3か月 男児
症状 なし
誤飲時の状況 1人で遊んでいてボタン電池を飲み込んだとのことで来院。腹部X線写真をとったところ胃内にまだある。
来院前の処置 なし
受診までの時間 30分未満
処置及び経過 X線検査で胃内に確認、摘出術を実施したが摘出できず転院

4) 食品

本年度は、酒類の誤飲事故の報告が7件と前年度(2件)より増加している。放置されたものの誤飲や保護者が誤って飲ませてしまった例などであった。全般的にいえることであるが、誤飲の危険のあるものを放置しないようにすることが重要である。また、酒類の保管方

法や子供に飲料を与える前には内容を確認する等の注意も必要である。

また、本年度も飴による誤飲事故が5例報告された。飴等は、気道に入りやすい大きさ、形状及び硬さを有しているため、誤飲事故の原因となりやすい。しかもこのような食品は、気道に入ってしまうと摘出が困難であり、乳幼児にそのまま食べさせること自体禁忌である。これらによる死亡事故の報告もあり、保護者自身が十分に注意する必要がある。

なお、食品の誤飲で重篤な症状に至るもののほとんどは気道に詰まって窒息を起こすものである。こんにやくゼリーは、過去の事故を踏まえ硬さや形状の工夫等の対策はとられているが、こんにやくのようなものは、噛み切りにくく、いったん気道へ詰まってしまうと、重篤な呼吸器障害につながる恐れがある。食品を乳幼児等に与える際には、保護者はこのような点にも十分に注意を払う必要がある。

事例1【原因製品：酒】

患者	1歳7か月 女児
症状	顔面紅潮、立位困難、元気がない。
誤飲時の状況	前夜の飲み残しのビールをまな板の上に置いておいた。母親が外出から戻ると約1/3～1/2程残っていたはずの缶ビールが空になっており、患児と3歳の兄が周りで遊んでいた。顔面紅潮、立位困難でふらつきを認めた。
来院前の処置	なし
受診までの時間	1時間30分～2時間未満
処置及び経過	採血検査、点滴のち帰宅

<担当医のコメント>

飲みかけのアルコール類を机の上などに放置しないよう注意が必要である。
特に、アルコール類の容器がジュース類の容器と類似している場合には、子供が誤って飲む場合もあるので注意が必要である。

事例2【原因製品：飴】

患者	4歳3か月 女児
症状	咳、チアノーゼ
誤飲時の状況	あめ玉（1円玉大）を飲み込み、のどにひっかかった。咽頭痛があったため受診したが、診察時には痛みなし。
来院前の処置	なし
受診までの時間	30分未満
処置及び経過	帰宅

また、食品ではないが、食品の付属物や関連器具による誤飲例も下記のように見られている。同様な誤飲は昨年度も報告されており、誤飲の可能性のあるものとして注意が必要である。

事例1【原因製品：保存剤】

患者	2歳7か月 女児
症状	なし
誤飲時の状況	ダイニングテーブルの上に置いてあったお菓子の保存剤を食べ

た。
来院前の処置 なし
受診までの時間 1時間～1時間30分未満
処置及び経過 帰宅

5) その他

代表的な事例だけではなく、家庭内・外にあるもののほとんどが子供の誤飲の対象物となる可能性があり、子供のいる家庭においては保護者の配慮が必要である。1歳前であっても指でものを摘めるようになれば、以下に紹介する事例のように様々な小さなものを無分別に口に入れてしまう。床など子供の手の届くところにものを置かないよう注意が必要である。

また、今年度は玩具の誤飲が例年より多く報告されている。その種類は、おはじき、キーホルダー、ビー玉、ビーズなど多様である。玩具は、本来子供が使用するためのものであり管理が難しいが、小さな玩具で子供が遊んでいる場合には特に眼を離さないようにする、使用後は直ちに子供の手の届かないところに片づけをするなどの注意が必要である。

固形物の誤飲の場合は、誤飲したものが体内のどこにどんな状態で存在するかは一見したところではわからないので、専門医を受診し、経過を観察するか、必要に応じて摘出するかなど適切な判断を受けることが望ましい。誤飲製品が胃内まで到達すれば、いずれ排泄されると考えられることから問題はないとする向きもあるが、硬貨が胃内から長時間排泄されなかったり、小型磁石や先に別途例示されたボタン電池等の場合に腸壁に張り付きせん孔してしまったりして、後日腹痛や障害を発生させる可能性もあるので、排泄の確認はするようにしたい。

本年も防虫剤の誤飲事例があったが、衣類用の防虫剤は見かけ上は皆よく似ているが、よく使用されている成分には数種類あるので、医療機関等に相談する場合は何を誤飲したかを正確に伝えた方がよい。またこれらの防虫剤を誤飲した場合は、吸収を促進することになるので応急処置として牛乳を飲ませてはいけない。

新たに誤飲が増えてきているものとしては、携帯電話のストラップや蓋など携帯電話関連の製品があげられる(5件)。携帯電話の普及によるものと考えられるが、今後の推移を把握していく必要がある。

事例1【原因製品：玩具】

患者 10か月 男児
症状 喘鳴
誤飲時の状況 はっきりせず。
来院前の処置 なし
受診までの時間 不明
処置及び経過 X線検査で確認、摘出術を依頼(転院)

事例2【原因製品：玩具】

患者 1歳5か月 男児
症状 胸痛、不機嫌
誤飲時の状況 500円玉より少々大きいコイン状(プラスチック性)のおもちゃで遊んでいたら「痛い」といい胸部を指さした。
来院前の処置 なし
受診までの時間 4時間～6時間未満(他院受診のため)

処置及び経過 X線検査で異常なし、帰宅

事例3【原因製品：金属製品（ヘアピン）】

患者 1歳5か月 女児
症状 少し不機嫌
誤飲時の状況 ヘアピンがなくなっていた。本人はテレビを見ており、母は目を離していた。飲んだかもしれないと来院。
来院前の処置 なし
受診までの時間 1時間～1時間30分未満
処置及び経過 X線検査でヘアピン像を確認、帰宅

事例4【原因製品：ストラップ関連製品（付属品）】

患者 1歳1か月 男児
症状 なし
誤飲時の状況 携帯電話ストラップの先についていたキーホルダーがとれて飲み込んでしまった。
来院前の処置 なし
受診までの時間 30分～1時間未満
処置及び経過 X線検査で胃内に確認、帰宅

<担当医のコメント>

最近、携帯電話のストラップ関連製品を誤飲した報告が増えている。子供が噛んで引っ張ると容易に壊れ、飲み込む場合があるので注意が必要です。また、子供の遊び道具として携帯電話を手渡すことがないように注意してください。

事例5【原因製品：携帯電話（プラスチック部品）】

患者 10か月 男児
症状 なし
誤飲時の状況 本人が携帯電話を口に入れていた。充電接続部にかぶさっているプラスチック部品（20×4×5mm）を口に入れてしまった。母がとろうとしたが飲み込んでしまった。直後に嘔吐したがプラスチックはなかった。少し気持ち悪そうだったがすぐ元気になる、咳も少しでていたがおさまった。
来院前の処置 なし
受診までの時間 30分～1時間未満
処置及び経過 X線検査で異常なし、帰宅

事例6【原因製品：台所用漂白剤】

患者 2歳8か月 男児
症状 なし
誤飲時の状況 漂白剤を薄めたもの（原液15～20ml+200mlの水）を台所のコップにいれておいていたが、水だと思って1口から2口ぐらい飲んでしまった。母親が気づいた時は、背中を向けており、飲み込んだ現場はみていないがオエっというしぐさを

していた。
来院前の処置 のどに指をつっこんで吐かせようとした。嘔吐はせず、少し血液の混じった痰様のものが咳と一緒に出了。
受診までの時間 30分未満
処置及び経過 胃洗浄のち帰宅

< 担当医のコメント >

水で薄めたものであっても、漂白剤、洗剤等を容器に入れて放置することは危険です。特にコップ等日常飲食に使用する容器に入れておくと、幼少児のみならず、年長児でも誤って飲み込んでしまうことがあります。

事例7【原因製品：台所用洗剤】

患者 15歳9か月 女児
症状 嘔吐、その他（のどひりひり）
誤飲時の状況 台所用洗剤の入ったラーメンのスープを1口飲んだ。その後嘔吐。
来院前の処置 不明。
受診までの時間 1時間30分～2時間未満
処置及び経過 帰宅

事例8【原因製品：除光液】

患者 1歳1か月 男児
症状 不機嫌
誤飲時の状況 父が児の様子を見に行ったところ、除光液の容器を口にもっていていた。
来院前の処置 水を飲ませた。
受診までの時間 30分から1時間未満
処置及び経過 血糖確認、点滴後、帰宅

事例9【原因製品：香水】

患者 1歳2か月 男児
症状 なし
誤飲時の状況 母が目を離したすきに香水のびんをいじっていた。ふたがはずれており児の口内に香水のにおいがした。
来院前の処置 なし
受診までの時間 1時間～1時間30分未満
処置及び経過 帰宅

< 担当医のコメント >

香水や芳香剤はエチルアルコールが主成分で、子供の限界量は体重1kg当たり3mlといわれています。子供の手が届く鏡台はしっかり引き出しを閉めることと、子供の前では化粧をしないことを心がける必要があります。

事例10【原因製品：硬貨】

患者 3歳1か月 女児
症状 なし
誤飲時の状況 拾った100円玉を飲み込んだと本人が言った。
来院前の処置 なし
受診までの時間 30分から1時間未満
処置及び経過 X線検査で胃内に100円玉と思われる陰影あり、帰宅

事例11【原因製品：買い物袋】

患者 8か月 男児
症状 チアノーゼ、悪心・嘔吐
誤飲時の状況 母と一緒に外出中、買い物袋（レジ袋）をベビーカーにぶらさげていたところ、かじってしまい、嘔気出現し、顔色不良になった。
来院前の処置 逆さにしてたたき、口の中をかき出す。
受診までの時間 30分未満
処置及び経過 X線検査で異常なし、帰宅

事例12【原因製品：芳香剤】

患者 1歳5か月 女児
症状 なし
誤飲時の状況 スーパーマーケットのトイレでピンポン玉状の芳香剤を口へ含んだ。すぐはき出した。
来院前の処置 口をゆすぐ。
受診までの時間 1時間～1時間30分未満
処置及び経過 帰宅

事例13【原因製品：灯油】

患者 2歳11か月 女児
症状 なし
誤飲時の状況 父が寝ている際に、ベランダの灯油の吸引ポンプをなめていた。
来院前の処置 なし
受診までの時間 1時間～1時間30分未満
処置及び経過 X線検査及び血液検査で異常なし、点滴、帰宅

事例14【原因製品：ステイプル（ホチキスR）針】

患者 8歳10か月 男児
症状 なし
誤飲時の状況 ふざけてステイプル（ホチキスR）針を伸ばして飲んだ。
来院前の処置 なし
受診までの時間 30分～1時間未満
処置及び経過 X線検査で胃内に確認、帰宅

事例15【原因製品：不明】

患者 11か月 女児

症状	咳、呼吸困難、不機嫌、異常な泣き方
誤飲時の状況	親が目を離れた隙に、床に落ちているものを口にいったように見えた。突然泣いて咳込み、顔を真っ赤にしていた。逆さにして背中をたたいたが何もせず咳き込んで泣いているだけだった。
来院前の処置	逆さにして背中をたたいて吐かせようとした。
受診までの時間	30分～1時間未満
処置及び経過	X線検査で胃内に長さ1.5cm程の細い異物を確認、帰宅

(4) 全体について

小児による誤飲事故は相変わらずタバコによるものが多い。タバコの誤飲事故は生後6か月からの1年間に発生時期が集中しており、この1年間にタバコの管理に特段の注意を払うだけでも相当の被害の軽減がはかれるはずである。一方、医薬品の誤飲事故はむしろこれよりも高い年代での誤飲が多い。それ自体が薬理作用を有し、子供が誤飲すれば症状が発現する可能性が高いものなのでその管理には特別の注意を払う必要がある。今年度の入院事例はすべて医薬品によるものであった。食品であってもそのものが気道を詰まらせ、重篤な事故になるものもあるので、のどに入るような大きさ・形をした物品には注意を怠らないように努めることが重要である。また、酒類にも注意が必要である。発生時間帯は夕刻以降の家族の団らんの時間帯に半数近くが集中しているという傾向が続いている。保護者が近くにいても、乳幼児はちょっとした隙に、身の回りのものを分別なく口に入れてしまうので注意が必要である。

一方、今年度は保育所や幼稚園等、多数の子供が生活している施設で起こった誤飲の報告事例は少数で、このことから、誤飲は避けられない事故ではなく、誤飲をする可能性があるものを極力子供が手にする可能性のある場所に置かないことが最も有効な対策であることが窺い知れる。乳幼児のいる家庭では、乳幼児の手の届く範囲には極力、乳幼児の口に入るサイズのものには置かないようにしたい。特に、歩き始めた子供は行動範囲が広がることから注意を要する。口に入るサイズはおおよそ直径3cmの円に入るものであるとされている。これは、玩具であっても同様である。

誤飲時の応急処置は、症状の軽減や重篤な症状の発現の防止に役立つので重要な行為であり、応急処置に関して正しい知識を持つことが重要である。

なお、(財)日本中毒情報センターにより、小児の誤飲事故に関する注意点や応急処置などを記した、啓発パンフレットが作成され、全国の保健センター等に送付されている。

3. 家庭用品等が原因と考えられる吸入事故等に関する報告

(財)日本中毒情報センターは、一般消費者もしくは一般消費者が受診した医療機関の医師からのあらゆる化学物質等による健康被害に関する問い合わせに応ずる機関である。毎年数万件の問い合わせがあるが、このうち最も多いのが幼少児のタバコの誤飲で、これのみで年間 4,000 件に達する。

この報告は、これら問い合わせ事例の中から、家庭用品等による吸入事故及び眼の被害に限定して、症例を収集・整理したものである。なお、医薬品など、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」上の家庭用品ではないものも一部含まれている。

(1) 原因製品種別の動向

全事例数は742件で、昨年度より1割ほど増加した。原因と推定された家庭用品等を種別でみると、前年度と同様、殺虫剤類の報告件数が最も多く、195件(26.3%)であった。次いで洗剤(住宅用・家具用)127件(17.1%)、芳香・消臭・脱臭剤58件(7.8%)、漂白剤44件(5.9%)、消火剤36件(4.9%)、洗剤(洗濯用・台所用)32件(4.3%)、園芸用殺虫・殺菌剤類32件(4.3%)、防虫剤19件(2.6%)、除草剤14件(1.9%)、灯油14件(1.9%)の順であった。また、防水スプレーは平成13年度には3件の報告であったが、前年度に12件に増加し、今年度も11件の報告があった。これらの変化については今後も経時的に追う必要がある。

製品の形態別の事例数では、「スプレー式」が298件(そのうちポンプ式が142件)、「液体」204件、「粉末状」88件、「固形」68件、「蒸散型」63件、その他13件、不明が8件であった。ここでいう蒸散型とは、閉鎖空間等において一回の動作で容器内の薬剤全量を強制的に蒸散させるタイプの薬剤で、くん煙剤(水による加熱蒸散タイプを含む)、全量噴射型エアゾール等が該当する。蒸散型は年々増加し、5年前の報告が18件であったのに対し、今年度は63件の報告があった。また、蒸散型は医療機関からの問い合わせが多いのも特徴である。

(2) 各報告項目の動向

年齢から見ると、0～9歳の子供の被害報告事例が275件(37.1%)で、前年度と同様、最も多かった。次いで30代が多く、その他の年齢層は総件数、該当人口あたりの件数ともほぼ同じであった。年齢別事例数は製品によって偏りが見られるものがあり、殺虫剤、洗剤(住宅用・家具用)は0～9歳以外に30代にピークが見られた。このピークは男性には見られておらず、女性によるものであることも特徴である。また、殺虫剤及び園芸用殺虫・殺菌剤類は60歳代、70歳代など高齢者における報告件数も多く、消火剤は0～9歳とともに10代も報告件数が多かった。

性別では、女性が402件(54.2%)、男性が299件(40.3%)、不明が41件(5.5%)で男女比は前年度とほぼ同等であり引き続き女性の報告が多かった。電話での問い合わせのため、記載漏れ等があり、被害者の性別不明例が多少存在する。

健康被害の問い合わせ者は、一般消費者からの問い合わせ事例が483件、受診した医療

機関等医療機関関係者からの問い合わせ事例が 259 件であった。

症状別に見ると、症状の訴えがあったものは 498 件 (67.1 %)、なかったものは 235 件 (31.7 %)、不明のものが 9 件 (1.2 %) であり、症状の訴えがあったものの割合は前年度とほぼ同程度であった。症状の訴えがあった事例のうち、最も多かったのが、咳、喘鳴等の「呼吸器症状」を訴えたもの 200 件 (27.0 %) で、次いで、悪心、嘔吐、腹痛等の「消化器症状」を訴えたもの 187 件 (25.2 %)、頭痛、めまい等の「神経症状」を訴えたものが 138 件 (18.6 %)、眼の違和感、痛み、充血等の「眼の症状」を訴えたものが 128 件 (17.3 %) であった。前年度と比べて上位に占める症状はほとんど変動していない。

発生の時期を見ると、品目別では、殺虫剤類による被害が 4 月から 10 月に多い。洗浄剤(住宅用・家具用)について、昨年度は年末に被害が増加したが、今年度は、季節による目立った傾向はみられなかった。曜日別にも解析を行ったが、際だった特徴はなかった。時間別では午前 8 時から午後 9 時の間にほぼ均等に発生しており、午前 0 時から午前 7 時頃までが少なくなっていた。これらの発生頻度は前年度と比較して際だった変化はなく、生活活動時間に比例している。

(3) 原因製品別考察

1) 殺虫剤・防虫剤

殺虫剤・防虫剤に関する事例は 214 件 (有症率 74.3 %) で、そのうち、殺虫剤が 195 件 (前年比 1.1 倍)、防虫剤 19 件 (前年比 1.4 倍) といずれも増加していた。

被害事例の状況として

1. 乳幼児・痴呆症患者など、危険認識能力が十分でないものによる事例
2. 用法どおり使用したと思われるが、健康被害が発生した事例、若しくはそれが懸念された事例
3. 蒸散型の薬剤を使用中、入室してしまった事例
4. 適用量を明らかに超えて使用した事例
5. 換気を十分せずに使用した事例
6. ヒトの近辺で使用し、影響が出た事例
7. マスク・メガネ等の保護具を着用せずに使用した事例
8. 薬剤が飛散し、吸入したあるいは眼に入った事例
9. 使用時に風下にいたため、吸入した事例
10. 使用方法を十分確認せずに使用した事例

等があり、使用の際には細心の注意が必要である。

事例 1 【原因製品：殺虫剤(エアゾールタイプ)】

患者	3 歳 男児
状況	兄とエアゾール式のピレスロイド系殺虫剤をいたずらし、吸入した。噴射した殺虫液を含む水も少量飲んだ。
症状	気分不良
処置・転帰	点滴、入院 (3 日)

事例 2 【原因製品：殺虫剤(蒸散タイプ)】

患者	成人 計 3 名
----	----------

状況 くん煙剤を使用中、別の部屋で煙を吸入した可能性がある。
症状 1名は呼吸困難、他の2名は喉の痛み
処置・転帰 不明

事例3 【原因製品：殺虫剤（蒸散タイプ）】

患者 44歳 女性
状況 くん煙剤を使用後、十分な換気を行わずにその室内で2時間作業した。
症状 腹部不快感、下痢、腹痛、手足のしびれ感、感覚異常、皮膚のかゆみ
処置・転帰 経過観察

事例4 【原因製品：殺虫剤（粉末タイプ）】

患者 24歳 女性
状況 マスクを着用せずに粉末のカーバメート系殺虫剤を散布した際、吸入した。
症状 頭痛、嘔気、しびれ
処置・転帰 外来にて制吐剤と鎮痛剤の内服薬を処方及び点滴。

事例5 【原因製品：殺虫剤（液体タイプ）】

患者 50歳 女性
状況 液体殺虫剤の原液が飛散して眼に入った。
症状 角膜上皮損傷
処置・転帰 外来にて洗眼および点眼剤による処置。

2) 洗剤(住宅用・家具用)、洗剤(洗濯用・台所用)

洗剤(住宅用・家具用)・洗剤(洗濯用・台所用)に関する事例は159件(有症率63.5%)で、前年度(113件)と比較し増加した。そのうち、洗剤(住宅用・家具用)に関する事例は127件(前年比1.3倍)、洗剤(洗濯用・台所用)に関する事例は32件(前年比1.8倍)であった。最も多いのは、次亜塩素酸系の製品によるもの(74件)であり、製品形態で多いのはポンプ式スプレー製品(89件)であった。

被害事例の状況として

1. 乳幼児・痴呆症患者など、危険認識能力が十分でないものによる事例
2. 複数の薬剤が作用し、有毒ガスが発生した事例
3. 用法どおり使用したと思われるが、健康被害が発生した事例、若しくは懸念された事例
4. 液体や粉末の薬剤が飛散し、吸入したあるいは眼に入った事例
5. 適用量を明らかに超えて過量使用した事例

等があり、被害を防ぐには、換気を十分に行う、長時間使用しない、適量を使用すること等に気をつける必要がある。また、塩素系の洗剤と酸性物質(事故例の多いものとしては塩酸や有機酸含有の洗剤、食酢等がある)との混合は有毒な塩素ガスが発生して危険である。これらの製品には「まぜるな危険」との表示をすることが徹底されているが、いまだに発生

例がみられ、一層の啓発が必要である。また、今年度、微粒子化された洗濯用洗剤（粉末）による入院事例が複数報告されているように、洗剤を吸入した場合重篤化することがある。洗剤はどの家庭にもあり、幼児でも容易に蓋があげられたり、また、棚等から落下する事故等もおこりうることから、保護者が十分注意をする必要がある。なお、乳幼児の事故事例は、保管場所を配慮することによって防止できるものが多い。

事例 1 【原因製品：洗濯用洗剤（粉末）】

患者 1歳 男児
状況 粉末の洗濯用洗剤を頭からかぶり、激しく咳き込んだ。
症状 上気道浮腫による呼吸困難。
処置・転帰 加湿テントにて酸素吸入、ステロイドの吸入等の処置。重症管理目的にて転院。転院先にて入院（7日）。

事例 2 【原因製品：カビとり用洗剤(ポンプ式スプレー) / トイレ用洗剤(アルカリ) / 塩酸】

患者 43歳 男性
状況 トイレにて、塩素系カビとり用洗剤、次亜塩素酸含有のトイレ用洗剤及び塩酸を使用したところ、発生したガスを吸入した。
症状 呼吸障害、脱力感
処置・転帰 不明

事例 3 【原因製品：住宅・家具用洗剤（液体）】

患者 47歳 女性
状況 電子レンジで加熱して使用する電子レンジ内壁清掃シートを使用した後、シートを取り出す際に薬液が飛散して眼に入った。
症状 眼の痛み
処置・転帰 受診せず

事例 4 【原因製品：カビとり用洗剤（ポンプ式スプレー）】

患者 6ヶ月 女児
状況 浴室にて、子供を背負った状態で、カビとり用洗剤を使用した。浴室の窓は開けていた。
症状 子供に嘔吐、顔色不良
処置・転帰 不明

事例 5 【原因製品：カビとり用洗剤（ポンプ式スプレー）】

患者 38歳 女性
状況 浴室にて、壁の上方に向けてカビとり剤を使用したため、ミスト状になった薬剤を吸入した。
症状 喉の痛みと違和感、息苦しさ
処置・転帰 受診せず

3) 芳香・消臭・脱臭剤

芳香・消臭・脱臭剤に関する事例は 58 件（有症率 60.3 %）で、前年度（70件）より減少した。被害状況としては、

- 1．乳幼児・痴呆症患者など、危険認識能力が十分でないものによる事例
- 2．エアゾールで噴射方向を誤ったことによる事例
- 3．用法どおり使用したと思われるが、健康被害が発生した事例、若しくはそれが懸念された事例
- 4．適用量を明らかに超えて過量使用した事例

等が見られた。多種多様な製品が販売されており、事故の発生状況も製品の形態や使用法により様々である。増加し続けてきた件数は今年度減少したものの、今後も注意が必要である。

事例 1 【原因製品：脱臭・消臭・芳香剤（エアゾールタイプ）】

患者 70 歳 女性
状況 エアゾール式芳香剤の側面にボタンがあるため、持った拍子に薬液が噴射され、吸入した。
症状 胸苦しさ、咳、発熱
処置・転帰 含嗽薬、内服薬を処方

事例 2 【原因製品：脱臭・消臭・芳香剤（蒸散タイプ）】

患者 29 歳 男性
状況 車内で蒸散タイプの消臭剤を使用中、忘れ物をしたため乗車し、薬剤を吸入した。
症状 喉の違和感
処置・転帰 受診せず

事例 3 【原因製品：脱臭・消臭・芳香剤（液体タイプ）】

患者 45 歳 女性
状況 滴下タイプの液体消臭剤を点眼薬と誤認して点眼した。
症状 眼の痛み、充血
処置・転帰 経過観察

4）園芸用殺虫・殺菌剤類等

園芸用殺虫・殺菌剤類等に関する事例は 51 件（有症率 74.5%）、そのうち、園芸用殺虫・殺菌剤類に関する事例は 32 件、除草剤は 14 件、肥料 4 件であり、いずれも前年度とほぼ同程度の報告件数である。成分別では有機リン剤 12 件、グリホサート剤 8 件、ピレスロイド剤 8 件、石灰硫黄合剤 4 件、尿素系除草剤 3 件であった。

被害状況としては

- 1．乳幼児・痴呆症患者など、危険認識能力が十分でない者による事例
- 2．マスク等の保護具を装着していなかったことによる事例
- 3．ヒトの近辺で使用し、影響が出た事例
- 4．用法どおり使用したと思われるが、健康被害が発生したと思われる事例若しくはそれが懸念された事例

等が見られた。屋外で使用する事が多く、使用者以外にも健康被害が発生しているのが特

徴である。家庭園芸用であっても十分な注意喚起を図る必要がある。

事例 1 【原因製品：園芸用殺虫・殺菌剤（粉末）】

患者 60歳 男性
状況 家庭菜園にて、マスクを着用せずにジチオカーバメート系殺菌剤と有機リン系殺虫剤を散布中、吸入した。腕にも付着した。
症状 呼吸困難、過呼吸、気分不良、嘔吐、顔面蒼白
処置・転帰 水洗、酸素投与、点滴、入院（4日）

事例 2 【原因製品：園芸用殺虫・殺菌剤（エアゾール）】

患者 2歳 女児
状況 エアゾール式の有機リン系殺虫剤を噴射した際、近くにいた子供が吸入した。
症状 むせる
処置・転帰 経過観察

事例 3 【原因製品：園芸用殺虫・殺菌剤（ポンプ式スプレー）】

患者 72歳 女性
状況 ポンプ式スプレータイプのピレスロイド系殺虫剤を使用したところ眼に入った。
症状 右眼の疼痛、流涙、角膜びらん、結膜の充血
処置・転帰 洗眼処置、外来通院（8日）

5) 漂白剤

漂白剤に関する事例は44件（有症率84.1%）で、このうち次亜塩素酸系（塩素系）が43件と最も多く、ほとんどを占めた。

被害事例の状況として

1. 複数の薬剤が作用し、有毒ガスが発生した事例
2. 乳幼児・痴呆症患者などのうち、危険認識能力が十分でないものによる事例

等があり、注意が必要である。また、塩素系の漂白剤と酸性物質とを混合し発生した塩素ガスを吸入した事例も相変わらず見られ、前述の洗浄剤と合わせると混合による塩素ガス発生事例は8件（うち症状有8件）であった。塩素ガスを発生させる恐れのあるものには「まぜるな危険」の表示、そうでなくとも「他剤と混合しない」という注意書きはなされているところではあるが、これら混合の危険性についてさらに一層の啓発をはかる必要がある。

事例 1 【原因製品：塩素系漂白剤（液体）/酸性トイレ用洗浄剤（液体）】

患者 34歳 女性
状況 自宅にて塩素系漂白剤と酸性トイレ用洗浄剤を使用し、発生したガスを吸入した。
症状 咽頭痛、胸苦しさ、動悸、頭痛
処置・転帰 心電図検査（異常なし）、その後不明

事例2 【原因製品：塩素系漂白剤（液体）／酸素系漂白剤（液体）】
 患者 32歳 女性
 状況 塩素系漂白剤の空容器に酸素系漂白剤を入れて保管し、ふたを開けた際に発生したガスを吸入した。
 症状 咳、喘鳴
 処置・転帰 不明

事例3 【原因製品：塩素系漂白剤（液体）】
 患者 57歳 女性
 状況 洗濯中に使用した塩素系漂白剤が跳ねて眼に入った。
 症状 眼の違和感、結膜と眼瞼の発赤
 処置・転帰 外来にて洗眼処置、点眼薬の処方

6) 消火剤

消火剤に関する事例は36件（有症率63.9%）であり、前年度（46件）より減少した。被害状況としては、消火器が倒れて消火剤が噴出した事例、誤って噴射し吸入した事例等、使用時以外の被害が目立った。使用中はもちろんのこと、保管場所、取扱いには十分な注意が必要である。

事例1 【原因製品：粉末消火剤】
 患者 44歳 男性
 状況 転倒して噴出した粉末消火剤を片付け中、粉末を吸入した。
 症状 喉の痛み
 処置・転帰 経過観察

事例2 【原因製品：粉末消火剤】
 患者 19歳 男性
 状況 自宅にて、消火のために粉末消火器を使用し、消火剤を吸入した。
 症状 咽の違和感
 処置・転帰 経過観察

7) その他

防水スプレーに関しては、過量使用、換気不良等による事故が相変わらず発生しており、使用にあたっては十分な注意をはらうよう、あらためて注意喚起したい。また、昨今色々な商品が発売されているが、それに伴って家庭の中でもさまざまな目新しい商品による事故の発生例が報告されている。

事例1 【原因製品：防水剤・撥水剤（エアゾール）】
 患者 21歳 女性
 状況 室内にて換気の悪い状態でエアゾール式の防水剤を5分間使用し、吸入した。

症状 息苦しさ、発熱
処置・転帰 X線検査の結果淡い影がみられた。その後不明。

事例2 【原因製品：昆虫忌避剤（ポンプ式スプレー）】

患者 58歳 女性
状況 ベランダにて、スプレー式の天然ハーブを含有する忌避剤を用
法どおり使用した。
症状 気分不良
処置・転帰 受診せず

事例3 【原因製品：害虫捕獲剤（エアゾール）】

患者 49歳 女性
状況 アクリル樹脂を主成分とするゴキブリ捕獲剤のノズル部分がう
まく作動しなかったため、容器を触っているうち、誤って眼に噴
射した。
症状 眼の痛み
処置・転帰 洗浄処置

（4）全体について

この報告は、医療機関や一般消費者から（財）日本中毒情報センターに問い合わせがあった際、その発生状況から健康被害の原因とされる製品とその健康被害について聴取したものをまとめたものである。医療機関に対してはアンケート用紙の郵送により、また一般消費者に対しては電話によって追跡調査を行い、問い合わせ時以降の健康状態等を確認しているが、一部把握し得ない事例も存在する。しかしながら、一般消費者等から直接寄せられるこのような情報は、新しく開発された製品を含めた各製品の安全性の確認に欠かせない重要な情報である。

情報収集の対象は、吸入事故及び眼の被害に限定しているが、製品については医薬品、一部の殺虫剤など「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」上の家庭用品ではないものも集計に加えている。

今年度も前年度同様、子供の健康被害に関する問い合わせが多くあった。例えば、洗剤については乳幼児が頭からかぶり入院をしたという事例も複数報告されている。保護者は家庭用品等の使用時やその保管方法に十分注意するとともに、製造者も子供のいたずらや誤使用等による健康被害が生じないような対策を施した製品開発に努めることが重要である。

製品形態別では、スプレー式の製品による事故が多く報告された。スプレー式の製品は内容物が霧状となって空気中に拡散するため、製品の種類や成分にかかわらず吸入や眼に入る健康被害が発生しやすい。使用にあたっては換気状況を確認すること、一度にたくさんの量を使用しないこと等の注意が必要である。

主成分別では、次亜塩素酸系の洗浄剤等による健康被害例が相変わらず多くみられた。次亜塩素酸系の成分は、臭いなどが特徴的で刺激性が強いことから報告例が多いものと思われるが、使用方法を誤ると重篤な事故が発生する可能性が高い製品でもある。製造者においても、より安全性の高い製品の開発に努めるとともに、消費者に製品の特性等について表示等による継続的な注意喚起と適正な使用方法の推進をはかる必要がある。

また、事故の発生状況をみると、使用方法や製品の特性について正確に把握していれば事故の発生を防ぐことができた事例や、わずかな注意で防ぐことができた事例も多数あったこ

とから、消費者にあっては、日頃から使用前には注意書きをよく読み、正しい使用方法を守ることが大切である。万一事故が発生した場合には、症状の有無にかかわらず、(財)日本中毒情報センターに問い合わせをし、必要に応じて専門医の診療を受けることを推奨したい。

おわりに

はじめにも触れたように、現在のモニター報告は治療を目的に来院する患者から原因と思われる家庭用品等について情報を収集するシステムである。特定の家庭用品による健康被害の報告の変動があれば、その情報の周知をはかり、当該物品による被害の拡大を防止すること、また、必ずしも容易ではないが、そこから原因となった化学物質を特定し、必要な対策をとることにより新たな健康障害を未然に防止することを目指している。また、(財)日本中毒情報センターに問い合わせのあった事例に関する情報は、主に電話とアンケート調査によって収集されたものであり、医学的により詳細な内容を把握したり、予後を明確にすることは困難であるが、モニター病院で収集している以外の情報が消費者より直接寄せられており、家庭用品等による健康被害をモニターするうえで重要な役割を果たしている。

本モニター報告は平成15年度で25回目となった。ここ数年、報告件数において上位を占める製品はほとんど変動していない。それだけ広く普及し、使用されているものでもあるのだが、引き続き注意の喚起と対策の整備を呼びかけ、注意により避けられる健康被害例を減少させるべく努めていく必要がある。特に、次亜塩素酸系(塩素系)の洗剤・漂白剤と酸性洗剤の混合による塩素ガス発生死亡事故が過去に発生し、これらの混合使用に対して広く注意喚起が行われて久しいが、幸い死亡という痛ましい事例はないにせよ、いまだにガス発生事例の報告が存在している。また、洗剤については乳幼児が頭からかぶり入院をしたという事例も複数報告されている。家庭用品を主な原因とする皮膚障害については、原因製品の使用を継続したり、原因製品と同じ素材の製品を使用すると、症状の悪化を招き後の治療が長引く場合がある。小児科領域におけるタバコの誤飲事例は引き続き報告の4割以上を占め、医薬品・医薬部外品の誤飲では入院事例が毎年報告されている状況にある。

これらの注意喚起に加え、今までにない化学物質による、新たな健康被害が生じていないか、特に注意すべき事例はないか等、引き続きモニターしていくことも本制度に課せられた役割である。

昨今、危機管理と言うことが盛んに叫ばれているが、危機管理というものは常日頃の連絡体制を効率よく運営することにより十分なされ得ることであり、平時のそのシステムの構築こそが最も重要である。本制度がそれに応え得るよう今後とも継続・充実をはかっていきたい。

表1 年度別・家庭用品カテゴリー別皮膚障害報告件数

年 度 家庭用品	平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	衣料品	27	10.3	24	11.2	28	11.0	22	10.3	22	11.9	21
身の回り品	93	35.6	73	34.1	85	33.5	86	40.4	52	28.1	90	40.7
家庭用化学製品	87	33.3	80	37.4	93	36.6	69	32.4	57	30.8	61	27.6
その他	53	20.3	37	17.3	48	18.9	36	16.9	54	29.2	37	16.7
不 明	1	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	12	5.4
合 計	261	100.0	214	100.0	254	100.0	213	100.0	185	100.0	221	100.0

表2 年度別・家庭用品による皮膚障害のべ報告件数（上位10品目）

	平成13年度		平成14年度		平成15年度	
1	装飾品	46 (21.6)	洗剤	23 (12.4)	装飾品	48 (21.7)
2	洗剤	45 (21.1)	ゴム・ビニール手袋	18 (9.7)	洗剤	38 (17.2)
3	ゴム・ビニール手袋	11 (5.2)	装飾品	18 (9.7)	ゴム・ビニール手袋	18 (8.1)
4	ベルト	10 (4.7)	時計バンド	8 (4.3)	時計バンド	10 (4.5)
5	ナイロン靴	9 (4.2)	下着	5 (2.7)	めがね	9 (4.1)
6	洗剤	8 (3.8)	ハンドバック・カバン	5 (2.7)	洗剤	8 (3.6)
7	めがね	7 (3.3)	めがね	5 (2.7)	時計	7 (3.2)
8	時計バンド	6 (2.8)	時計	5 (2.7)	ナイロン靴	7 (3.2)
9	時計	6 (2.8)	洗剤	4 (2.2)	ベルト	5 (2.3)
10	スリッパ用品	5 (2.3)	染料/漆器	4 (2.2)	下着/スボン	4 (1.8)
総数		213 (100.0)		185 (100.0)		221 (100.0)

表3 金属製品のバッチテスト結果

	Co	Ni	Cr	Hg	Au	Ag	Al	Cd	Cu	Fe	In	Ir	Mn	Mo	Pd	Pt	Sb	Sn	Ti	W	Zn	他	品名
1	+	+++	+	+	+	-					-	-	+		+	-		-				+	ピアス、ネックレス
2	-	-	+																				ネックレス
3	+	+	+		+																		ピアス
4	+	+	+	-	++	-	-	+	-	-	-	-	-	-	-	++			-			+	ペンダント
5	-	-	+		-																		ネックレス
6	-	++	-	-	-																		ネックレス
7	-	+	+	-	-																		ネックレス
8	+	+	-	-	+	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ピアス
9	+	+	+	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ピアス、イヤリング
10	-	-	-	+																			ピアス
11	++	-	-	++	++																		ピアス
12	+	+	+	-	-																		ネックレス
13	+	-	+		-	-																	ネックレス
14	+	+	+	-	-	-			-		-				-	-		-	-				ピアス
15	-	-	-	+	-																		ネックレス
16	-	-	-	-	-																		ピアス
17	-	+	+	-	-																		ピアス
18	+	+	-	-																			指輪
19	-	+	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	+	-		-			-		ピアス
20	+	++	+	++	-	-	-		-	-	-	-	-	-	+	-		-			+		アクセサリ
21	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-		-			+		ピアス
22	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	+		-	-	-	-			+		ピアス
23	++	+	+	+	-	-	-		-	-	-	-	-	-	+	-	-	-			-		ネックレス、指輪
24	+	+	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	+	+	-	-	-	-	-		ネックレス
25	-	+	+	-	-	-	-		-	-	-	-	+		-	-	-	+	-	-	-		ピアス
	8	15	10	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	3	反応有り(+以上)
	Co	Ni	Cr	Hg	Au	Ag	Al	Cd	Cu	Fe	In	Ir	Mn	Mo	Pd	Pt	Sb	Sn	Ti	W	Zn	他	

記載は国際接触皮膚炎学会（ICDRG）基準による（-、+?、+、++、+++）
 ++以上の反応を示したものについては、水色で示した
 72時間後の反応を記した
 空欄はパッチテストを行っていないもの

- [Co] コバルト [Ni] ニッケル [Cr] クロム [Hg] 水銀 [Au] 金
- [Ag] 銀 [Al] アルミニウム [Cd] カドミウム [Cu] 銅 [Fe] 鉄
- [In] インジウム [Ir] イリジウム [Mn] マンガン [Mo] モリブデン [Pd] パラジウム
- [Pt] 白金 [Sb] アンチモン [Sn] 錫 [Ti] チタン [W] タングステン
- [Zn] 亜鉛

<参考> 国際接触皮膚炎学会の基準
 - : 反応無し
 +? : 弱い紅斑
 + : 紅斑、湿潤、時に丘疹
 ++ : 紅斑、湿潤、丘疹、小水疱
 +++ : 大水疱

表4 年度別・家庭用品等の小児の誤飲事故のべ報告件数（上位10品目）

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
1	タバコ 401 (45.2)	タバコ 281 (41.8)	タバコ 350 (40.7)
2	医薬品・医薬部外品 122 (13.8)	医薬品・医薬部外品 101 (15.0)	医薬品・医薬部外品 99 (11.5)
3	玩具 58 (6.5)	金属製品 45 (6.7)	玩具 91 (10.6)
4	金属製品 48 (5.4)	玩具 44 (6.5)	金属製品 57 (6.6)
5	プラスチック製品 46 (5.2)	硬貨 32 (4.8)	プラスチック製品 41 (4.8)
6	洗剤・洗浄剤 31 (3.5)	プラスチック製品 25 (3.7)	洗剤・洗浄剤 39 (4.5)
7	化粧品 26 (2.9)	化粧品 23 (3.4)	化粧品 26 (3.0)
8	硬貨 23 (2.6)	洗剤・洗浄剤 22 (3.3)	硬貨 25 (2.9)
9	電池 18 (2.0)	乾燥剤 14 (2.1)	電池 21 (2.4)
10	食品類 16 (1.8)	電池 14 (2.1)	食品類 17 (2.0)
総数	887 (100.0)	672 (100.0)	859 (100.0)

表5 年度別・家庭用品等の吸入事故のべ報告件数（上位10品目）

平成13年度			平成14年度			平成15年度		
殺虫剤	133	21.6%	殺虫剤	171	25.1%	殺虫剤	195	26.3%
洗淨剤(住宅用・家具用)	123	20.0%	洗淨剤(住宅用・家具用)	95	14.0%	洗淨剤(住宅用・家具用)	127	17.1%
漂白剤	48	7.8%	芳香・消臭・脱臭剤	70	10.3%	芳香・消臭・脱臭剤	58	7.8%
消火剤	46	7.5%	消火剤	46	6.8%	漂白剤	44	5.9%
芳香・消臭・脱臭剤	39	6.3%	漂白剤	43	6.3%	消火剤	36	4.9%
園芸用殺虫・殺菌剤	27	4.4%	園芸用殺虫・殺菌剤	36	5.3%	洗剤(洗濯用・台所用)	32	4.3%
洗剤(洗濯用・台所用)	22	3.6%	洗剤(洗濯用・台所用)	18	2.6%	園芸用殺虫・殺菌剤	32	4.3%
灯油	19	3.1%	灯油	17	2.5%	防虫剤	19	2.6%
塗料	18	2.9%	除草剤	16	2.3%	除草剤	14	1.9%
接着剤	13	2.1%	防虫剤	14	2.1%	灯油	14	1.9%
			ベビーパウダー	14	2.1%			
上位10品目計	488	79.3%	上位10品目計	540	79.3%	上位10品目計	571	77.0%
総数	615	100.0%	総数	681	100.0%	総数	742	100.0%

図1 家庭用品による皮膚障害報告件数比率の年度別推移

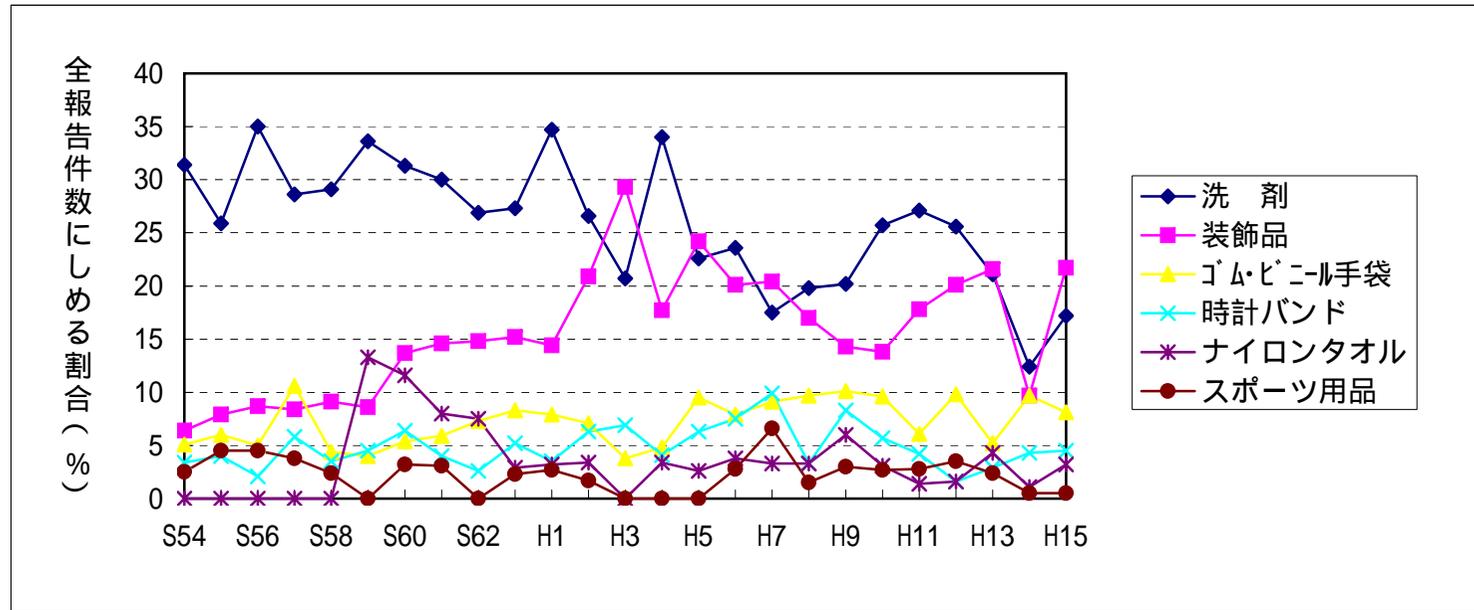


図2 小児の家庭用品等誤飲事故別報告件数比率の年度別推移

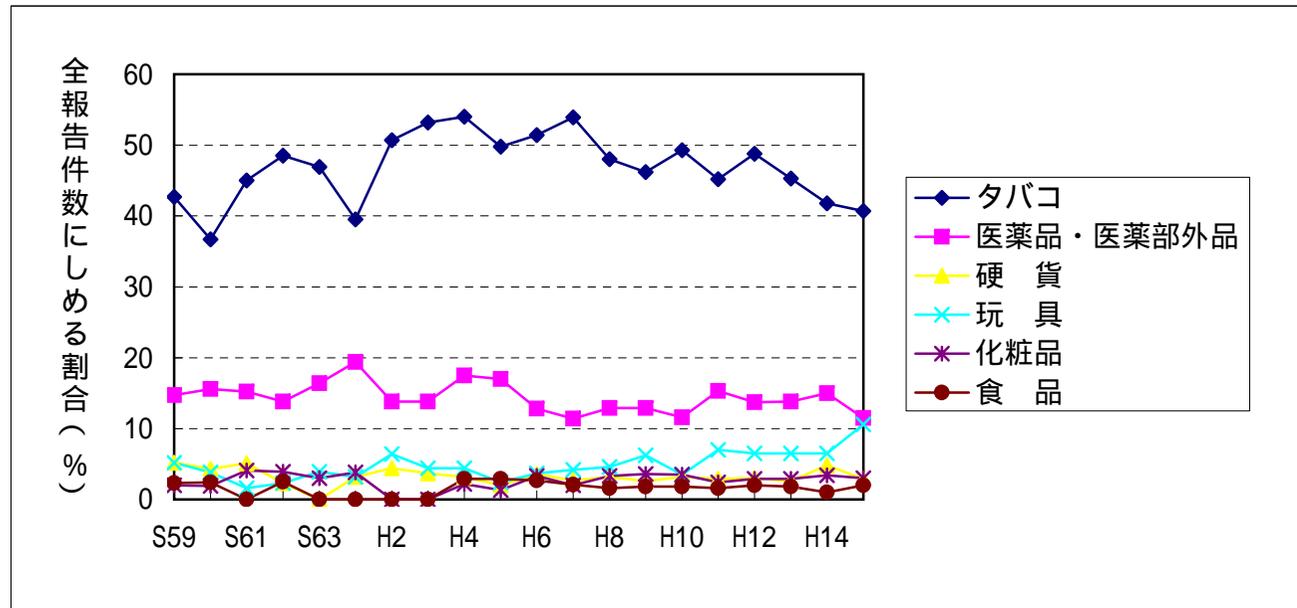


図3 時刻別誤飲事故発生報告件数

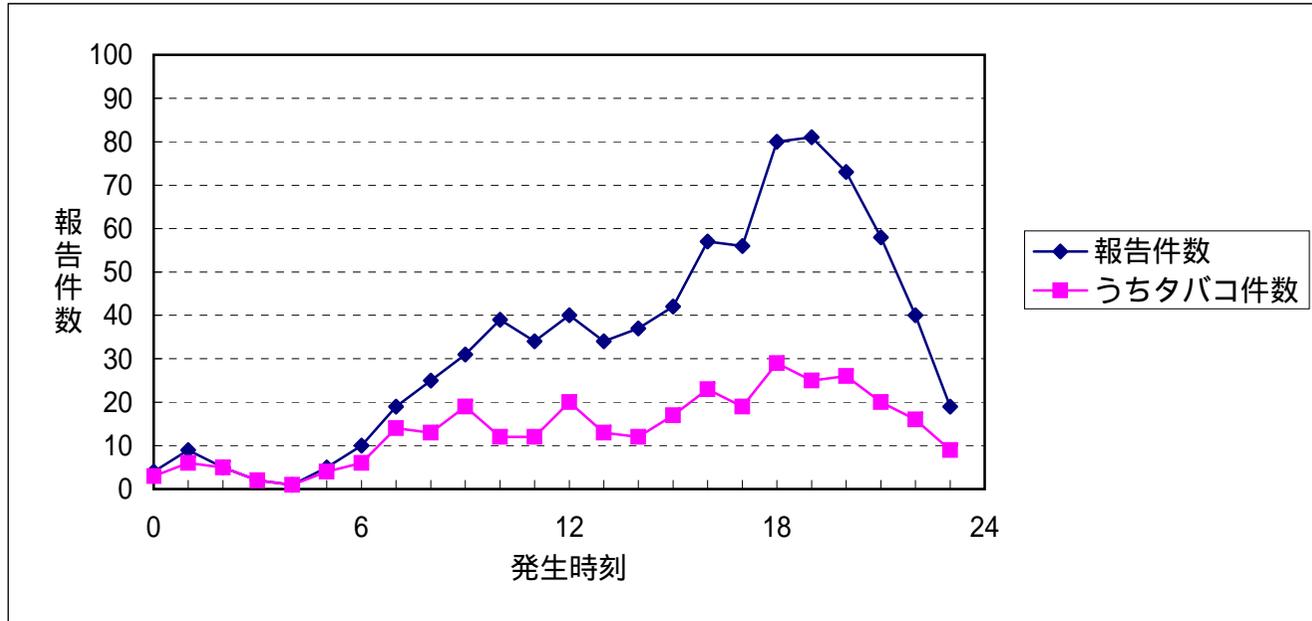


図4 年齢別誤飲事故報告件数

